

えせ同和行為には毅然とした態度で

【えせ同和行為とは】

同和問題を口実にして企業や行政機関等に「ゆすり」「たかり」等をする行為です。

事例として多いのは、同和団体を名乗って企業、官公庁等に電話をかけ、「同和問題を知っているか」、「同和研修をしているか」などと相手を脅したりして高額図書やDVD（3万円から6万円程度）等の購入を迫るものです。

最近では、同和問題以外を口実とした社会運動等を標榜する者からの電話も多く見受けられます。（えせ右翼、えせ政治団体、えせ研究会等）

【対応方法】

① 電話への対応

きっぱりと「要りません」と断る。「結構です」「いいです」は誤解されます。

個人的に購入を迫られても「要りません」と言って断りましょう。

「私一人ぐらい」「5万円で済むなら」との気持ちが次の被害者を生むことになります。

返答例：「当方では購入するつもりはありません」

「図書を買わないのは差別だ」などと言われた場合⇒図書の購入を断ることは、通常の商行為であり、差別ではありません。「差別ではないと思うが、どのようにすべきか法務局などに相談する。」と言い、相手の住所、氏名、電話番号等を控えてください。

② 送りつけへの対応

勝手に送りつけて代金を請求する「ネガティブオプション」は違法です。

契約していないものは返送してください（費用は先方着払い）。包みを開けても、中の書籍を破損していなければ問題ありません。

③ 契約の取り消し

「買う」約束を解約できる「クーリングオフ」制度を利用する。買うという約束

（契約）をしてから8日以内に、内容証明書で「契約を解約する」と書いて郵便局で出してください。

以上のような「えせ同和行為」がありましたら、相手の氏名、電話番号を確認し、即日、小豆島町住民生活課（82-7004）まで連絡をお願いします。